5. 牧園地域

5-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 牧園地域は、霧島地域とともに霧島観光の中核となる地域で、国道 223 号が東西に通り、JR肥薩線の霧島温泉駅を有しています。
- ② 人口は、平成 27 年国勢調査によると 7,155 人 で近年減少を続け、高齢化率は 42.1%となってい ます。
- ③ 標高の高い山地と麓の丘陵部からなり、山麓 の谷筋等に農地・集落地としての土地利用がみ られるほか、高千穂地区等に温泉街が形成され、 山麓部には別荘地が分布しています。
- ④ 霧島錦江湾国立公園の美しい自然や霧島温泉 郷などの多くの温泉資源に恵まれており、坂本 龍馬の新婚旅行の逸話も残る観光地として知ら れるほか、しいたけや畜産なども盛んな地域です。



- ⑤ 牧園総合支所周辺には、主要な公共施設が集積し、霧島温泉郷周辺等には霧島高原国民 休養地、みやまコンセール等の観光資源があります。
- ⑥ 地域の中央部が牧園都市計画区域※1に指定されています。

(2) 主要課題

- ① 数々の観光·レクリエーション資源を活用しながら、広域的な観光·交流機能を強化し、 滞在型の観光地としての魅力を高めていく必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービス機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 地域住民の利便性向上と観光交流の促進を図るため、地域内外と連携する道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所における自然災害の防止、集落等における生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 北部や南部の水田、台地上の茶園・畑などの農地の保全や生産環境の維持・向上とともに、霧島錦江湾国立公園の森林をはじめとする、優れた自然環境の保全・活用を図ることが求められます。



■ 豊かな自然と調和した霧島温泉郷

^{※1} 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

5-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

魅力あふれる自然環境と共生し、たすけあい、 ともに暮らす、活力ある温泉と観光のまち

(2)整備目標

- ① 霧島温泉郷、妙見・安楽温泉郷周辺を「観光・レクリエーション拠点」とし、自然資源 を保全・活用しながら、観光資源の充実・ネットワーク化を図り、広域的な観光交流の促 進と活力ある地域づくりを進めます。
- ② 牧園総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくり を進めます。

5-3 まちづくりの整備方針

(1)土地利用

- ① 高千穂小学校周辺の宿泊施設や商業施設が集まる地区及び霧島高原国民休養地の周辺などにおいては、森林に囲まれた良好な環境を保全しながら、観光・レクリエーション地区としての土地利用を図ります。
- ② 霧島温泉郷、妙見・安楽温泉郷は自然と調和した観光地としての土地利用を図ります。
- ③ 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、美しい自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ④ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上 に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ⑤ 山岳地域については、霧島錦江湾国立公園区域内の自然を保護するとともに、水源涵養
 2機能を担う保安林3等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

① 地域拠点である牧園総合支所周辺については、商店や医療、行政など身近なサービス機能の維持を図るとともに、空き家・空き地等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。

^{※2} 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

^{※3} 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

- ② 高千穂地区においては、街なみ環境整備事業^{※4} により整備された良好な環境を適切に 維持するとともに、観光地としての賑わいの創出を図ります。
- ③ その他の集落地や別荘地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

(3)交通

- ① 市中心部や隣接地域へのアクセス性を確保し、地域住民及び観光客の利便性を高めるため、観光地にふさわしい自然と温泉街が調和した景観等に配慮しながら、周辺地域と結ぶ幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 地域拠点を重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※5} やユニバーサルデザイン^{※6}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ③ 横川地域から本地域、霧島地域を経て、福山地域の国道 10 号に至る環状路線及び本地域と隼人地域を結ぶ路線の構想について検討します。
- ④ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※7}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。
- ⑤ 霧島温泉駅周辺においては、地域公共交通に関する積極的な情報提供に努めるとともに、 観光客への案内を充実させるなど利用環境の向上を図ります。

(4) 水とみどり

1)河川

① 中津川、石坂川、万膳川、小谷川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2)公園・緑地

- ① 国民体育大会馬術競技会場の跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について検討します。
- ② 多様な世代が憩える身近な公園や緑地の配置について検討し、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。また、既存の公園・緑地の環境の保全を図ります。

^{※4} 街なみ環境整備事業 / 生活道路等の未整備や住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民等が住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業に対して助成を行う事業。

^{※5} バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

^{※6} ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

^{※7} ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

(5) 供給・処理施設

- ① 特定環境保全公共下水道の高千穂処理区については、整備計画に基づき完成を目指すと ともに、施設の適正な維持管理を行います。また、特定環境保全公共下水道事業^{※8}の予定 されていない区域においては、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- ② 水道施設並びに霧島市牧園・横川地区し尿処理場、牧園城山不燃物処分場の適正な維持管理に努めます。

(6)都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、国立公園内の森林や、新川渓谷沿いなど本地域の特色である優れた自然環境の維持・保全を図ります。また、観光施設等の開発により良好な環境の喪失が懸念される場合は、必要に応じて緑地保全地域**9等の指定を検討します。
- ② 本地域で確認されているカワゴケソウ *10 、ウチョウラン *11 やノカイドウ *12 自生地など霧島山系で数多く確認されている貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 霧島高原国民休養地や森林セラピー^{※13} 基地に指定されたウォーキングロード周辺の環境を保全・活用し、訪れる人に癒しの空間を提供するとともに、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① 天降川に沿った景観を「水と緑の景観軸」と位置付け、流域における重要な景観資源として保全・活用していきます。また、霧島山〜錦江湾〜桜島を結ぶ「視軸」の眺望を保全・活用します。
- ② 丸尾滝、犬飼滝などの自然的景観、広大な茶畑などの田園景観、主要地方道小林えびの 高原牧園線や国道 223 号沿いの風致景観、自然と一体となった温泉地の景観など本地域 の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図りま す。
- ③ 霧島温泉駅前や地域拠点については、観光地への導入地区にふさわしい花と緑あふれる 街なみ景観の形成に努めます。

^{※8} 特定環境保全公共下水道事業 / 市街化区域以外で設置され、処理対象人口が概ね1万人以下の小規模なもので、高千穂処理区で実施している。
※9 緑地保全地域 / 都市緑地法に規定する緑地保全地域制度により指定される地域で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、
といめいのからなる。の担制により、一定の土地利用との調和な図りながら保合するよう。 教育制度はよった地域地区として、教育を見いた。教育

比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

^{※10} カワゴケソウ / 熱帯から亜熱帯の河川の急流に生息する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧 I A 類に分類されている。県の天然記念物。

^{※11} ウチョウラン / ラン科の多年草で、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。ウチョウランは紫色の小型の花をつける。

^{※12} ノカイドウ / 霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

^{※13} 森林セラピー / 森林環境を活用した健康維持・増進を図る方法のこと。専門家による生理・心理・物証実験等を通してその高いリラックス効果が実証された森林を擁するとともに、良質な関連施設があると認められた地域が「森林セラピー基地」として認定される。霧島市では牧園地域の森林が平成 19 年(2007 年)に、霧島地域の森林が平成 27 年(2015 年)に認定されている。

- ④ 霧島温泉郷の高千穂・丸尾地区については、観光・文化レクリエーション施設と緑の調和した街なみ景観の形成に努めます。
- ⑤ 丸尾地区や安楽地区について、霧島市景観計画^{*14} に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8)都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※15}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道 223 号の緊急輸送道路**16においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関と連携 を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

^{※14} 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた 取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならでは」のまちづくりを目指すもの。平成 24 年 (2012 年) 9 月策定。

^{※15} ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

^{※16} 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

■ 牧園地域まちづくり方針図

